

塩竈市災害対策本部ニュース第72号

平成23年8月26日 13:00 発行 次号の発行は9月2日(金)の予定です

第4回の塩竈市震災復興計画検討委員会が開催されます

- 会議は公開となっておりますので、興味のある方は是非足を運んでください(席に限りがあります)。日時：9月6日(火)13:30～ 場所：市役所3階北側委員会室
- 市民の皆さまのご意見を復興計画に反映させるため、地区別懇談会に多くの皆様の参加いただき、復興に向けた建設的な意見が寄せられました。ご協力に感謝いたします。お問い合わせ：Tel.364-1111 内線280 震災復興推進室

市内の放射線の測定をしています

- 測定場所：市内27箇所 ◇毎日測定：市役所 ◇週6回：4箇所、◇週1回：22箇所 結果：市ホームページで公表 お問い合わせ：市民安全課 内線245

	塩竈市役所	東部(東部保育所)	西部(月見ヶ丘小学校)	南部(第三小学校)	北部(第二中学校)
19日(金)	0.083	0.115	0.111	0.105	0.097
20日(土)	0.082	0.112	0.094	0.099	0.100
21日(日)	0.100	0.130	0.118	0.117	0.122
22日(月)	0.098	0.122	0.105	0.109	0.113
23日(火)	0.089	0.108	0.095	0.096	0.101
24日(水)	0.082	-	-	-	-
25日(木)	0.083	0.110	0.099	0.098	0.097

- 文部科学省の暫定基準は、屋外活動の制限を3.8($\mu\text{Sv/h}$)マイクロシーベルト毎時以上としており、市内の測定値は、この値を大きく下まわっています。○単位は、「マイクロシーベルト毎時($\mu\text{Sv/h}$)」です。1,000マイクロシーベルトは1ミリシーベルト、1,000ミリシーベルトは1シーベルトです。○校庭など広い場所の中央部で、小学校・幼稚園・保育所(園)は地上50cm、中学校と市役所は1mで測定。

19日(金)	玉川小学校	0.117	玉川中学校	0.068	さかえ保育園	0.106	バドマ幼稚園	0.123
20日(土)	第三中学校	0.092	あゆみ保育所	0.085	北浜保育園	0.088	香津町保育所	0.102
21日(日)	第二小学校	0.122	第一中学校	0.111	第一小学校	0.121	-	-
22日(月)	加ツク幼稚園	0.119	第二中央幼稚園	0.125	聖光幼稚園	0.114	中央幼稚園	0.090
23日(火)	清水沢保育所	0.108	玉川保育園	0.097	ひまわり幼稚園	0.083	-	-
24日(水)	浦戸中学校	0.106 (50cm)	0.099 (1m)	-	-	-	-	-
25日(木)	杉の入小学校	0.108	藤倉保育所	0.096	新浜町保育所	0.102	-	-

相談窓口について ※日曜日と祝日はお休みになります。

- 総合相談窓口 場所：市役所仮設プレハブ 開設時間：月-土 9:00-17:00。
相談項目 ①生活支援関連相談・支援金・見舞金・義援金・仮設住宅など
②住宅解体関連相談・住宅の解体・ブロック塀の解体・ガレキの除去など
③住宅修理関連相談・住宅の応急修理など
- 東分庁舎一階会議室で行っていた総合相談窓口は、市役所本庁舎東側駐車場内に仮設プレハブを設置し行っております。●り災商店再生支援金受付は、壺番館1階商工港湾課(Tel.364-1124)になりました。

被災したお店を再開した方に、費用の一部を支援します

- 対象：要件を全て満たす方、①市内の中小企業・個人事業主 ②震災時に営業していた市内の商店、工場など半壊以上の被害 ③市内で事業を再開、営業中の方、なお、被災者生活再建支援金、市の災害見舞金が適用される方は対象外です。●支援額：全壊 30 万円、大規模半壊 20 万円、半壊 10 万円(上限額) 必要書類：①り災商店等再生支援金支給申請書、②り災証明書、③工事等の領収書、④預金通帳、⑤平成 22 年分の確定申告写し、⑥企業の場合は法務局発行「現在事項全部証明書」○審査の上、支給決定 申請場所：壱番館 1 階商工港湾課（入口を入れて右側カウンターまでお越しください） 時間：9:00~17:00（月~金/土日祝日休） お問い合わせ：商工港湾課 TEL364-1124

り災証明・被災家屋解体等・見舞金について

- 高速道路用り災届出証明書 場所：市役所市民安全課 時間：8:30-17:00(月-金)、9:00-17:00(土) ※混雑しています。申請の際は、時間に余裕をもってお越し下さい。
- り災証明書 場所：市役所税務課 ※土曜日は、「り災証明」「り災届出証明」「再発行」申請です。
- 被災建物の解体を補助 対象：市内の個人・企業の敷地内の家屋(住居・事務所・店舗)、ブロック塀など。擁壁・土留めは対象外。既に業者に依頼し解体・撤去済でも、補助対象の場合あり(一部自己負担金が発生する場合)。必要書類：①印鑑、②り災証明書又はり災届証明書、③家屋の登記簿謄本、④身分証明書(免許証等)、⑤見積書等、⑥写真等 申請受付：総合相談窓口・環境課TEL365-3377 (9:00-17:00)
- 災害見舞金を支給 対象：被災世帯(居住家屋)。全壊 10 万円、大規模半壊 7 万円、半壊 5 万円。必要書類：り災証明・住民票・預金通帳の写し。被災者生活再建支援金を申請済の方は、新たな申請は必要ありません。詳しくは：総合相談窓口。

水道部からのお知らせ

- 引越しされ、以前の住居で水道を使用しない場合、電話でお知らせください。ご連絡がない場合、不使用でも基本料金等が発生します。お問い合わせ：水道部営業課 TEL364-1411

運転免許の有効期間の延長措置が8月末で終了します

- 東日本大震災の特例措置で運転免許の有効期限が延長されていましたが、8 月末に期限が終了します。延長の適用を受けている方は、9月になると免許の更新ができなくなります。お問い合わせ：宮城県運転免許センターTEL373-3601

お亡くなりになられた方・行方不明者の状況（8月26日 現在）

- お亡くなりになられた市民 46名(男性 25 名 女性 21 名)・市内で発見された方は 20 名(市民の方 16 名、市外の方 2 名、身元不明の方 2 名) ●行方不明の方 1 名(男性)